

公募型プロポーザルに係る手続き開始の公告

水道施設管理棟【お客様センター】建設事業について、設計・施工一括発注公募型プロポーザルを実施するので、次の通り公告する。

令和元年8月1日

野田市水道事業管理者 齊藤 弘美

1. 設計・施工一括発注公募型プロポーザルに付する事業に係る事項

(1) 事業名

水道施設管理棟【お客様センター】建設事業

(2) 業務内容

ア. お客様センター建設に係る測量・設計業務、工事監理業務、建築工事、電気設備工事、衛生設備工事、空調設備工事及び外構工事等

イ. 臨時駐車場整備に係る測量・設計業務及び造成工事

ウ. 上記ア、イに伴う法令等の手続き等（関係部署との協議も含む。）

(3) 履行期間

契約締結の翌日から令和3年3月15日（月）までとする。

(4) お客様センター建設概要

ア. 建設地 野田市中根324番地の一部（野田市水道部敷地内）

イ. 敷地面積 19,606.68㎡の一部

ウ. 用途地域 市街化調整区域（建ぺい率60%、容積率200%）

エ. 建物規模 延床面積700㎡程度、2階建

(5) 臨時駐車場整備概要

ア. 整備場所 野田市堤根141番地2の一部（野田市水道部庁舎南側）

イ. 整備面積 1,600㎡程度、駐車台数60台程度

(6) 事業詳細

別紙「水道施設管理棟【お客様センター】建設事業設計・施工一括発注公募型プロポーザル募集要領」に定める。

2. 事業者の募集に関する事項

2-1 参加者の構成要件

(1) 参加者は、複数の構成員からなる任意に結成された連合体（以下「企業連合」という。）とする。

(2) 企業連合を構成する場合は、次に掲げる要件を満たすものとする。

なお、企業連合の構成員は、他の企業連合の構成員として本プロポーザルに参加することはできない。

ア. 企業連合の構成員は、設計業務を担当する者、工事監理業務を担当する者及び施工業務（お客様センター建設工事）を担当する者からなるものとする。

イ. 企業連合の代表者（以下「代表者」という。）には、施工業務（お客様センター設
工事）を担当する者を充てるものとする。

ウ. 構成員数は2者又は3者とし、その組み合わせは次のいずれかとする。

構成員数		構成員 1（代表者）	構成員 2	構成員 3
a	2者の場合	・施工業務（お客様センター建設工事）を担当する者	・設計業務を担当する者 ・工事監理業務を担当する者	
b	2者の場合	・施工業務（お客様センター建設工事）を担当する者 ・設計業務を担当する者	・工事監理業務を担当する者	
c	3者の場合	・施工業務（お客様センター建設工事）を担当する者	・設計業務を担当する者	・工事監理業務を担当する者

2-2 参加資格等の要件

(1) 共通事項

プロポーザルに参加する資格を有する者は、この公告の日から契約締結の日まで次の要件を全て満たす者とする。

ア. 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項の規定に該当しない者

イ. 政令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められた者にあつては当該事実があった日から3年を経過している者

ウ. 野田市水道事業建設工事等請負業者等指名停止措置要綱（平成5年7月28日制定）に基づく指名停止措置を受けていない者

エ. 野田市水道事業建設工事等暴力団対策措置要綱（平成12年5月11日制定）に基づく指名除外を受けていない者

オ. 手形交換所により取引停止処分を受けたときは、停止処分を受けてから2年間が経過している者

カ. 入札日前6月以内に手形又は小切手が不渡りとなっていない者

キ. 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用申請をしたときは、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がなされている者及び民事再生法（平成11年法律第225号）の適用申請をしたときは、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がなされている者

ク. 千葉県内に本店又は契約権限等を委任する営業所等がある者

(2) 代表者の資格要件

ア. 代表者は、参加表明書の提出時点において、一級建築施工管理技士の資格を有すること。

イ. 代表者は、参加表明書の提出時点において、施工業務参加者と直接的かつ恒常的に3か月以上の雇用関係を有すること。

ウ. 代表者は、過去に延床面積 700 m²程度の公共施設又は民間施設の建築工事において、元請として現場代理人又は主任（監理）技術者として従事した実績を有すること。

エ. 代表者は、設計業務における設計管理技術者、施工業務における監理技術者と現場代理人を統括し、設計業務及び施工業務に関し相互調整を行う。

オ. 代表者の下に、設計業務における設計管理技術者及び各担当主任技術者を、施工業務における主任（監理）技術者及び現場代理人を配置する。

(3) 設計業務の資格要件

設計業務に参加する者は、以下の要件を全て満たすこと。

ア. 野田市入札参加資格業者名簿（測量・建設コンサルタント）に登載されている者
ただし、「1. 参加者の構成要件 (2) ウ 構成員数 b」により参加する場合は、建築一式工事について上記名簿に登録をされていれば当該用件は求めない。

イ. 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定による一級建築士事務所の登録を受けている者

ただし、「1. 参加者の構成要件 (2) ウ 構成員数 b」により参加する場合は、建築一式工事について上記アの名簿に登録をされていれば当該用件は求めない。

ウ. 本業務に関して次のとおり設計管理技術者及び主任技術者を配置すること。

(i) 設計管理技術者

- ① 設計管理技術者は、参加表明書の提出時点において、一級建築士の資格を有すること。
- ② 設計管理技術者は、参加表明書の提出時点において、設計業務参加者と直接的かつ恒常的に 3 か月以上の雇用関係を有すること。
- ③ 設計管理技術者は、過去に延床面積 700 m²程度の公共施設又は民間施設の設計業務において、元請として管理技術者又は主任技術者として従事した実績を有すること。
- ④ 設計管理技術者は、同業務の他の担当主任技術者又は工事監理業務の管理技術者を兼務してはならない。

(ii) 主任技術者

- ① 意匠、構造、電気設備及び機械設備の各担当主任技術者を 1 名配置すること。
- ② 意匠担当主任技術者は、参加表明書の提出時点において、一級建築士の資格を有すること。
- ③ 意匠担当主任技術者は、参加表明書の提出時点において、設計業務参加者と直接的かつ恒常的に 3 か月以上の雇用関係を有すること。

なお、構造、電気設備及び機械設備の担当主任技術者は、設計業務参加者との直接雇用を求めないので、協力会社から配置を予定している場合は、協力会社名を様式に記載すること。

- ④ 意匠担当主任技術者は、構造、電気設備及び機械設備の担当主任技術者を兼務することは妨げない。

(4) 工事監理業務の資格要件

工事監理業務に参加する者は、以下の要件を全て満たすこと。

ア. 野田市入札参加資格業者名簿（測量・建設コンサルタント）に登載されている者

イ. 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定による一級建築士事務所の登録を受けている者

ウ. 本業務に関して次のとおり工事監理者を配置すること。

（i）工事監理者

- ① 工事監理者は、参加表明書の提出時点において、一級建築士の資格を有すること。
- ② 工事監理者は、参加表明書の提出時点において、工事監理業務参加者と直接的かつ恒常的に3か月以上の雇用関係を有すること。
- ③ 工事監理者は、過去に延床面積700㎡程度の公共施設又は民間施設の実施設設計業務において、管理技術者又は主任技術者として従事した実績を有すること。
- ④ 工事監理者は、設計業務の管理技術者及び他の担当主任技術者を兼務してはならない。

（5）施工業務（お客様センター建設工事）の資格要件

施工業務に参加する者は、以下の要件を全て満たすこと。

ア. 野田市入札参加資格業者名簿（建築一式工事）に登載されている者

イ. 建築一式工事について、建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく特定建設業の許可を受けている者

ウ. 本業務に関して次のとおり現場代理人及び主任（監理）技術者を配置すること。

（i）現場代理人

- ① 現場代理人は、参加表明書の提出時点において、施工業務参加者と直接的かつ恒常的に3か月以上の雇用関係を有すること。

（ii）主任（監理）技術者

- ① 主任（監理）技術者は、参加表明書の提出時点において、一級建築施工管理技士の資格を有すること。
- ② 主任（監理）技術者は、参加表明書の提出時点において、施工業務参加者と直接的かつ恒常的に3か月以上の雇用関係を有すること。
- ③ 主任（監理）技術者は、過去に延床面積700㎡程度の公共施設又は民間施設の建築工事において、元請による主任（監理）技術者として従事した実績を有する者
- ④ 主任（監理）技術者は、当該工事施工期間中において、工事現場に専任で配置できる者であること。

なお、配置予定の技術者は原則として変更は認めない。

- ⑤ 主任（監理）技術者は、現場代理人を兼務することができる。ただし、当該技術者は営業所の専任技術者を兼ねることはできない。

（6）施工業務（臨時駐車場整備）の資格要件

ア. 駐車場整備にあつては、協力会社も認めるものとし、野田市入札参加資格業者名簿登載の有無は求めない。

イ. 土木一式工事について、建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく一般建設業又は特定建設業の許可を受けている者

ウ. 本業務に関して主任（監理）技術者を配置すること。

なお、主任（監理）技術者と本業務の受注者との直接雇用関係は求めない。

(7) 失格要件

次のいずれかの要件に該当する場合は、その参加者は失格となることがある。

- ア. 審査委員会及び事務局関係者に、プロポーザルに関して不正な接触又は要求をした場合
- イ. 審査の公平性に影響を与える行為があったと審査委員会が認めた場合
- ウ. 本募集要領の規定に違反した場合
- エ. 指定する様式（以下「様式」という。）によらないほか、提出書類に関して次のいずれかに該当する場合
 - (i) 提出方法、提出先及び提出期限に適合しない場合
 - (ii) 様式及び記載上の留意事項に示す条件に適合しない場合
 - (iii) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
 - (iv) 虚偽の記載があるもの（契約締結後に事実関係が判明した場合においても同様とする。）

4. 提案上限額（消費税抜き）

300,000千円

※提案上限額は、測量・設計費、お客様センター建設工事・臨時駐車場整備・その他工事費、工事監理費及びこれらに関連する手続き等の全費用とする。

5. 募集要領、評価基準要領等の配布

野田市水道部ホームページからダウンロードすること。

6. 問い合わせ

〒278-0031

野田市中根324番地

野田市水道部業務課

【電話】04-7125-5145

【FAX】04-7124-3362

7. スケジュール

		内 容	日 程
一 次 審 査	参 加 表 明 書 等 提 出	募集要領等の配布	令和元年 8月 1日(木)から 令和元年 8月 16日(金)まで
		募集要領等に関する質問書の受付	令和元年 8月 1日(木)から 令和元年 8月 19日(月)まで
		質問書の回答 (ホームページで公表)	令和元年 8月 23日(金)
		参加表明書等の受付	令和元年 9月 3日(火)から 令和元年 9月 10日(火)まで
		提出書類の審査	令和元年 9月 11日(水)から 令和元年 9月 13日(金)まで
二 次 審 査	技 術 提 案 書 等 提 出	技術提案書等提出の要請通知	令和元年 9月 18日(水)
		技術提案書等に関する質問書の受付	令和元年 9月 20日(金)から 令和元年 9月 26日(木)まで
		質問書の回答	令和元年 9月 30日(月)
		技術提案書等の受付	令和2年 1月 21日(火)から 令和2年 1月 24日(金)まで
		技術提案書等の審査 プレゼンテーション及びヒアリングの実施	令和2年 2月 3日(月)から 令和2年 2月 5日(水)まで
		選定結果の通知及び公表	令和2年 2月 7日(金)
		見積書の提出	令和2年 2月 14日(金)
		契約の締結	令和2年 2月 21日(金)

8. その他

詳細は、「募集要領」、「評価基準要領」「要求水準書」による。